

復興大臣

伊藤 忠彦 様

浪江町の復興・創生に向けた要望書

令和 7 年 1 月 17 日

福島県双葉郡浪江町議会議長 平 本 佳 司

東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発災から、今年で14年となります。この間、我々浪江町議会は関係機関のご支援のもと、復旧・復興と町民の生活再建のため全力を挙げて取り組んできました。

当町では、これまでの復旧・復興事業の総点検を行い、令和3年度から10年間における復興の方向性を定める浪江町復興計画【第三次】を策定し、令和7年度末には5年が経過することから、中間見直しを実施し、浪江町復興計画【第三次】後期基本計画に改定する予定です。

町としては、持続可能なまちづくりを目指し、駅前周辺整備事業や産業団地を整備し積極的な企業誘致を進めるなど町民の生活環境整備、生業の再生等の取り組みを進め町内に居住する方々が安心して豊かな生活を送ることができ、さらに避難中の方も帰還したい、町外の方が住んでみたいと思える魅力あふれるまちづくりの実現に向けた取り組みを進めております。

令和5年3月31日に避難指示が解除された特定復興再生拠点区域においては営農再開や津島地区でリンゴの実証栽培が始まるなど、少しずつではありますが復興に向けた動きが見えてきておりますが、当町には未だ帰還困難区域が多く残っており、そこで生活を営んできた多くの住民が故郷への帰還も出来ぬまま、県内外に避難しており、自由な立入りもできない状況です。

令和5年6月には「改正福島復興再生特別措置法」が施行され、住民の帰還意向確認の結果を踏まえた「特定帰還居住区域復興再生計画」を策定し、昨年1月に国より認定を受けましたが、町の再生には、町全域の避難指示解除が必要であり、まだまだ、長く険しい道のりが続くことが予想されます。加えて、中心市街地の再生、移住・定住の促進、なりわいの再生、産業や雇用の創出など様々な課題がありますので、浪江町の復興・創生が成し遂げられるまで、国の責務として対応いただき、さらには、昨年8月29日に自由民主党東日本大震災復興加速化本部より「東日本大震災復興加速化のための第13次提言」に申し入れした、すべての項目を必ず遂行していただけるよう次のとおり要望いたします。

1. 帰還困難区域の再生

- 帰還困難区域の避難指示解除に向けては、国と町が一体となり、住民に寄り添いながら、帰還したいと思うことができるように生活範囲や営農の意向などを踏まえ、除染及び生活排水などの環境整備に迅速に取り組むこと。また、残された土地・家屋などの課題についても、帰還困難区域全ての避難指示解除のためには、面的な除染が必須であり、全域の避難指示解除に向けた方針を示すこと。
- 当町の面積の約8割が帰還困難区域であり、さらに帰還困難区域の約9割が森林となっているため、早急に国有林を含めた森林の管理方針を示すこと。
- 長期避難を余儀なくされていた住民にとって、荒廃し居住できなくなった住まいの新たな確保が喫緊の課題であり、近年の住宅建築コストの高騰が帰還をより一層困難なものにしている。帰還を実現するため、帰還者向けの住まいの確保対策など、帰還促進に向けた取組への支援を行うこと。
- 特定復興再生拠点区域外においては、放射線量が課題となり、事業者が事業の実施、事業の再開ができない状況にある。帰還意向に基づく除染だけではなく、帰還気運の醸成に向けた生活基盤の整備が必要であることから、住民の利便性を向上させるため、被災事業者の事業再開、事業等で利用する意向の土地についても、除染と避難指示解除ができる制度を構築すること。
- 帰還困難区域の山林などから大雨等の影響で流入する放射性物質を含んだ土壌等により、ため池の再汚染が繰り返されている。引き続きモニタリング調査、放射性物質再対策に必要な財源を確保するとともに、度重なる再対策工事等により職員が疲弊していることから、技術職員の確保支援と山林対策を含んだ除染及び放射性物質対策の根本的な解決策の検討を行うこと。
- 新たな除染技術の開発と研究を促進すること。

- 特定復興再生拠点区域の外縁除染範囲は、帰還困難区域であり避難指示が解除されていない。外縁除染の実施から時間が経過したことにより解体が必要な家屋も出てきていることから、住民の帰還に向けては外縁除染範囲で除染を実施した家屋についても、住民の帰還意向に寄り添い、特定帰還居住区域の制度において解体を行うこと。
- 農業、農地が住民の生活に密接に関係している地域が多いことから、迅速かつ柔軟に除染を実施するなど、営農再開に向けて必要な対策に万全を期すること。また、避難指示解除にあたっては、住民の速やかな営農再開等に支障をきたすことがないよう、地力回復等を確実に実施し、土地の除草等を行った上で所有者へ引き渡しを行うこと。
- 避難指示が解除された特定復興再生拠点区域においても、引き続き国の責任において詳細な放射線量測定や放射線モニタリング測定を実施し、速やかに住民に周知すること。また、フォローアップ除染等、被ばく線量低減に必要なあらゆる対策を講じること。

2. 人材支援について

- 復旧・復興で増大する町の業務量に対し、町は職員及び任期付き職員等の採用を進めているが、人材不足が深刻な課題となっている。加えて、昨今、全国的に大規模災害が発生していることから、次年度以降の各自治体からの人材派遣が危ぶまれる状況にある。現在も総務省スキームにより、支援をいただいているところであるが、当地の災害からの復興は新たなまちづくりともいえ、通常の行政運営に掛かり増しの業務量の状態はまだまだ継続する。

よって、新たな人的支援の仕組みを検討、構築し、国は専門性の高い分野等への国家公務員の派遣も含め、人材面での支援を継続すること。特に、建築・農業土木系の技術職の職員が不足していることから、技術力確保に向けた支援に取り組むこと。

3. 農林水産業再生に向けた支援

①農業について

○ 農林水産業は、当町の主要産業である。営農再開面積の拡大に向けて取り組んでいるが、帰還促進や営農再開、農村コミュニティの再構築等多くの課題が山積しており農業・農村の再生には、まだまだ多くの時間を要することが予想されることから、農地集積の更なる促進や大区画化・汎用化に向けたほ場整備に要する財源を長期的に確保すること。

また、課題を解決しつつ農地集積を行っているため、農地集積を行うことで農地中間管理事業を通じ地域に交付される地域集積協力金等の交付期限を延長すること。

○ ほ場整備事業には多くの時間を要すること、また地域の実情によって営農再開が遅れている地域もあることから、その実情を踏まえた農業機械等の導入支援を行うこと。

○ 農産物高付加価値化や6次産業化に向けては、地域営農者から農産物のさらなる付加価値化のための新たな6次化施設の整備要望と、特定復興再生拠点区域のさらなる復興の加速のためつしま活性化センター内にあった加工場の復旧と設備導入の要望が寄せられており、伴走支援と施設整備に係る予算を確保すること。

○ 農業の担い手の高齢化、担い手不足の課題に対応するため、農業法人の誘致や新規就農者等の営農人材を確保するための支援を行うこと。

○ 国は、再び農業者が安心して営農再開できるように第2期復興・創生期間以降においても、復興が成し遂げられるまで、必要な予算を確実に確保するとともに、補助金の執行に際しては、地域事情を的確に捉え、引き続き、柔軟かつ切れ目ない対応をすること。

② 耕畜連携について

- 当町では、畜産業の再生を目指して、大規模畜産施設の整備を進めている。

当該施設は営農再開の促進のため、除染により地力が低下した農地に対し、生産される良質な堆肥・液肥を活用し、耕畜連携を実現するための中心施設と位置付けている。特に液肥の有効な利活用の方法について実証事業を行いながら検討を進めているが、広域的にも農業の効率化や有機農業の普及にもつながるものであるため、堆肥・液肥の流通ネットワークづくりや必要施設の検討・整備など、支援を行うこと。

- 現在整備を進めている大規模畜産施設において、物価上昇等による建築資材の高騰などの理由により、事業費の増額が生じたときは、必要な財政支援を行うこと。

③ 森林管理、林業について

- 森林の公益的機能を発揮させていくためには適正な森林の維持管理は極めて重要であり、森林の安全対策や森林資源の利活用の促進が期待されることから、国有林等を含めた一体的な森林管理について早期に方針を示すこと。

また、計画的な林業・木材産業再生に向けた取組の促進が必要であることから、国は、ふくしま森林再生事業などの各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

- 福島高度集成材製造センター（FLAM）は、福島イノベーション・コースト構想において、「県産材の新たな需要創出プロジェクト」に位置づけられており、福島県全体の林業再生にも寄与するものである。地元で伐採された木材を地元で流通させて利用することは地域の林業再生や製造業の育成、ゼロカーボンシティの推進の点で重要であるので、木材の地元流通の体制構築に向けた支援を行うこと。

④ 水産業について

- 請戸漁港がある当町は、水産業の再生に取り組んでいるが、ALPS処理水の放出により起こり得る風評被害など、水産業の復興に不安を感じざるを得ない状況であることから水産業が復興を成し遂げるまで長期にわたり十分な予算を確保すること。
- サケ漁は、当町にとっても重要な産業であり、先人から引継いできた伝統・文化であることから、内水面漁業稚魚放流事業により、貴重な漁業資源の維持を図っております。サケの漁獲量減少は全国的な課題であり、サケのふ化・採捕事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあることから、令和8年度以降の内水面漁業稚魚放流事業を継続的に実施するための必要な財源を確保すること。
- 震災以前の内水面漁業を再興するため、関連漁協ではサケ・アユ・ヤマメ・ウナギなどの稚魚放流を継続的に実施している。町では遊漁再開を通じた交流人口の拡大を目指しているが、淡水魚のモニタリング調査では未だに放射性物質の値が検出されている。遊漁再開には帰還困難区域の山林の除染や河川の放射性物質対策や淡水魚の生育環境に必要な河川インフラの復旧・整備等河川環境の再生が必要であることから、福島県など関係機関と連携し対策を講じること。

4. 中心市街地再生等の環境整備

- まちの顔である浪江駅周辺の賑わいを取り戻し、魅力的なまちづくりを創り上げていくため、令和9年3月のまちびらきを目指し、浪江駅周辺整備事業に取り組んでいる。浪江駅周辺整備事業は、町の中心市街地再生に向けた土台となるものであり、物価上昇等による建築資材の高騰などの理由により、事業費の増額が生じたときは、必要な支援を確実に行うこと。

- 移住・定住につながる魅力的な「まち」とするため、「交流人口を拡大する施策」と「交流人口から定住人口に繋げる施策」をソフト・ハード両面で実施できるよう当町の事業規模に即した十分な予算を確保すること。
- 今後の持続的な発展に向け、防災集団移転元地の計画的な未利用地活用のため、町道、排水路などのインフラ整備の支援を行うこと。
- 町内居住者、避難先からの一時帰宅者の安全性確保と帰還意欲の減退を防ぐため、道路の路肩に繁茂する雑草や樹木の除却、道路修繕等適正な道路管理に国道・県道・町道毎の格差が生じないように支援を行うこと。
- 町内居住人口の回復に伴い、町道整備の要望が増加している。移住者や帰還者の定住促進と町民の帰還意欲の減退を防ぎ、町内居住人口の増加に繋げるため、必要な財政措置を行うこと。

5. 医療・介護・福祉の充実に向けた支援

- 医療については、医師の確保とともに看護師等の専門職や医療事務従事者などの事務職も含めた医療人材が不足しているため、必要な医療人材を確保するための支援を行うこと。また、一時滞在者を含めた人口増加等に伴い、町内における医療体制（診療科目の新設）の充実・強化を図る必要があることから、国は町と連携し一体となって取り組み、必要な予算の確保を行うこと。
- 介護・福祉については、町民が生涯安心して生活できる多様なサービスが必要であり、新たな担い手不足を含めたサービス提供基盤の構築・強化を図るため、課題解決に向けた介護職などの確保の支援や必要な予算の確保を行うこと。

6. 教育環境の充実に向けた支援

- 町内唯一のなみえ創成小学校、中学校、浪江にじいろこども園に通う子どもたちの人数は、帰還・移住する方の増加に伴い毎年増えており、既設の校舎・園舎の規模に不足が生じている。浪江にじいろこども園においては、定員を超過するクラスもあり、施設の増改築等整備を実施するため、これに必要な予算確保や必要な支援を行うこと。

なみえ創成小学校、中学校においても、既設の校舎に空き教室はなく、放課後児童クラブに通う児童の人数も増えているため、施設の増改築等整備に必要な予算の確保を行うこと。

また、F-REI整備に伴い様々な国からの研究者等の子どもが、小中学校に転入することが見込まれる。国は町と連携し一体となって取り組み、国際化に対応した教育強化を図り、必要な支援を行うこと。

○ 高等教育機関の設置検討

福島イノベーション・コースト構想の具現化や当町に設立されたF-REIの取組の進展など、着実に復興の歩みを進めるためには、専門性の高い大学(院)等の高等教育機関を誘致し、多くの人材を育成していくことが必要である。

福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議の「国際教育研究拠点に関する最終とりまとめ」の中で、「将来的な大学(院)設置を検討していく」と取りまとめられたことから、これを実現すべく、国は町と連携し一体となって取り組み、教育環境の整備・充実に努めること。

7. 福島イノベーション・コースト構想の着実な実現

- 地域復興実用化開発等促進事業費補助金等の財源確保を行い、浪江町における実用化開発推進のための支援を行うこと。また、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金や税制優遇措置により、企業が進出することで、これまでも多くの地元雇用効果が創出されるなど本構想の推進に大きな役割を果たしており、事業者からも制度活用に係る相談が多数寄せられている。当町は帰還困難区域が未だ多く残っており、これらの制度の維持継続が必要不可欠である。引き続き、新たな産業団地等のインフラ整備費も含め十分な予算の確保や補助率の維持、税制優遇の継続を行うこと。
- 町内の物流環境は、大手路線便の一部が回復されたものの、未回復の路線便も多く、新規の企業誘致、産業創出を進めるうえで大きな課題となっていることから、大手物流事業者への路線便回復に向けた働きかけなどの取組みを行うこと。

8. 脱炭素社会の実現に向けた支援

- 浪江駅周辺グランドデザイン基本計画に基づき、事業区域の造成や、交流施設・公営住宅の整備などに加え、エネルギーの先進的な取組みを集約したゼロカーボンシティの先導整備エリアとしての整備を進めていることから、財政措置を含めた必要な支援を行うこと。
- エネルギー分野に関しては、当町は、「ゼロカーボンシティ宣言」、「なみえ水素タウン構想」を発表し、福島新エネ社会構想や水素社会実現の先駆けとなる復興まちづくりを目指しつつ、2035年度を待たずに町全域のカーボンニュートラルを達成する目標を掲げており、多様な FC モビリティの活用や、RE100産業団地における水素の産業利用に加え、駅周辺整備事業において大規模な水素民生利用も計画している。本計画を実現していくにあたっては、様々な法規制や技術的・経済的課題を解決していく必要があり、多様な事業者と連携した課題解決のための実証事業や、国家戦略特区制度を活用した水素貯蔵条件規制の合理化提案などを行っているところ。エネルギー先進地としての復興まちづくりを実現し

ていくため、諸課題解決に向けた取組みを継続できるよう必要な財源措置や支援を行うこと。

- 脱炭素社会や水素社会実現に向けたフラッグシップとして発足した福島水素エネルギー研究フィールド(通称: FH2R)において、2026年度から本格的な水素供給の開始を目指すという方針が打ち出されたところであり、地域での水素利用を推進していくうえで更に重要な施設になっていくものと認識している。FH2R がこれまで以上に原子力被災地域12市町村や福島県の水素サプライチェーンの核として機能し、地域に裨益する施設として存続していくよう、本格供給に向けた関係機関との協議を加速させつつ、必要な措置を講じ、早期に具体化を図ること。

9. 福島国際研究教育機構(略称: F-REI)に関する財源確保等

- F-REI については、整備内容や取組方針に関して、地域への情報共有をしっかりと行うとともに、丁寧な情報発信に努めること。また、研究者の生活環境整備や広域的な波及効果を最大限に発揮するための周辺環境整備や関係者受入の体制整備など、当町が行う事業を着実に進めるために必要な財源措置を行うこと。

○ F-REI 周辺整備に係る財源確保

F-REI の活動と地域復興への効果を促進させるためには、研究者が安心して過ごせる生活環境整備や研究成果からの新産業の受入環境整備等が必要であり、環境整備がなされない場合には研究者の遠隔地居住や遠隔地域での産業化等がなされ、F-REI の成果が被災地の復興に結び付かないことが懸念されることから、F-REI 周辺の生活環境向上のための基盤整備事業や新産業の受け皿となる産業団地等の整備に要する財源の確保を行うこと。

○ 交流人口の拡大及び生活環境の整備促進

F-REI の活動や福島イノベーション・コースト構想による各拠点の活用や産業集積が、より一層促進が図られるためには、交流人口の拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、F-REIや拠点の従事者や国内外からの訪問者に対する交流活動を支援する環境や生活環境、交通環境の整備・確保が重要であることから、研究者等の住宅確保をはじめ、町内における医療体制（浪江診療所のスタッフの確保並びに診療科目の新設）の充実及びなみえ創成小・中学校の増改築等及び国際化に対応した教育強化を図り、国は町と連携し、一体となって取り組み、生活環境整備に係る必要な財源措置を講じること。

また、研究者及び地域の人々との交流や関係人口・移住定住人口等の増加に資する事業を構築すること。

○ 交通アクセスの向上

F-REI の立地が被災地の復興へより大きな効果を及ぼすには、関係人口等の増加が大きな要因となることから、広域的な交通ネットワークの向上により都市部等から容易に当地域を訪れられるよう国、県、JR 等による交通ネットワーク形成、利便性向上と町道の整備に要する財源の確保を行うこと。特に、当町と中通りをつなぐ国道114号は一般車両の走行安全確保の観点から、さらなる改修を行うこと。さらには、広野インターチェンジ以北の常磐自動車道の4車線化を早急に進めること。

○ 産業化の促進施策

F-REI 研究成果の産業化においては、新産業受入環境整備以外にも起業者支援や知的財産整理支援等が行える体制を構築することで同地域での産業集積に繋がると考えられることから、インキュベーションマネージャーが常駐する施設や認証機関・検証機関の出先誘致等の側面的支援の充実を行うこと。

10. 復興の実現と財源確保

東日本大震災及び原子力発電所事故から13年余が経過し、復興は着実に前に進んでいるものの、未だ大きな課題が残っている。復興が成し遂げられるまでには、今後も様々な取組と国の支援が必要である。当町の復興が成し遂げられるまで、柔軟かつ十分な予算を確保し、引き続き、次の事項の支援等を行うこと。

また、第2期復興・創生期間後においても必要となる事業を切れ目なく実施できるよう、復興を加速するための予算確保と、制度を継続すること。

○ 震災復興特別交付税措置の継続

国は、令和7年度以降も復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分や震災対応のための職員採用等に係る人件費等について、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

○ 福島再生加速化交付金等の予算確保等

国は、復興の加速化を目的とする生活環境向上等対策(帰還・移住等環境整備交付金)、コミュニティ復活交付金(長期避難者生活拠点形成)、子育て世帯の帰還・定住支援(子ども元気復活交付金)等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

また、帰還・移住等環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できる措置を講じること。

11. JR常磐線の機能強化と高速化

- JR常磐線は令和2年に全線が再開通し、福島イノベーション・コースト構想の推進や移住定住促進・交流人口の拡大等を進めるためのインフラ基盤として、重要な役割を担っている。

また、今後は、F-REI の取組の進展にも重要なものとなることから、新型車両の導入や特急列車の高速運行により首都圏や仙台圏との交流移動のスピードアップを図るなど、JR常磐線の機能強化と高速化が必要不可欠となる。

このため、今後の復興を見据えてJR東日本に働きかけること。

12. 高速道路無料化措置の延長

- 高速道路無料化措置については、町民の一時帰宅等の生活再建に向けた移動の支援や、帰還に向けた避難先との行き来に必要なことから、国の方針を踏まえながら、4月以降の延長及びその延長に伴うふるさと帰還通行カードの更新等の手続きの簡素化を継続すること。